

地方法人特別税（国税）

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率引下げと併せて地方法人特別税が創設されました。

地方法人特別税の収入額は地方法人特別譲与税として、人口及び従業者数に基づき各都道府県に対し譲与されます。（平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。）

【納める人】

法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務がある法人

【納める額】

$$\text{（基準法人所得割額又は基準法人収入割額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

※ 地方法人特別税の課税標準となる所得割額・収入割額は、課税免除、不均一課税等の適用前のものです。

■ 税率

法人の種類		適用税率（%）			
		事業年度の開始日			
		平成26年 9月30日 以前	平成26年 10月1日 以後（注1）	平成27年 4月1日 以後（注2）	平成28年 4月1日 以後（注2）
①外形標準課税対象法人	資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人	148	67.4	93.5	414.2
②所得課税法人	資本金の額（又は出資金の額）が1億円以下の普通法人、特別法人など	81		43.2	
③収入金額課税法人	電気・ガス供給業、保険業を営む法人	81		43.2	

（注1）平成26年度税制改正により、地方法人特別税の概ね1/3が法人事業税に還元されたことに伴い、税率が改正されることとなりました（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。）。

（注2）平成27年度及び平成28年度税制改正により、外形標準課税対象法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が段階的に改正されることとなりました。なお、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る税率については、平成27年度税制改正において見直された後、平成28年度税制改正において更なる見直しが行われています（平成27年度税制改正時、法人事業税の3/8に導入されていた外形標準課税が5/8に拡大されます。）。

【申告と納税】

法人事業税の申告と併せて県に申告し、納付します。

（注）最初の予定申告の特例があります・・・平成26年10月1日以後に開始する、最初の事業年度に係る予定申告に限り、特例として「前事業年度の地方法人特別税額×4／前事業年度の月数」を納めることになります。

県税豆知識 その5

地方法人特別税と法人事業税の関係について【イメージ図】

① 外形標準課税対象法人

資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人の場合

（平成26年9月30日以前）⇒（平成26年10月1日以後）⇒（平成27年4月1日以後）⇒（平成28年4月1日以後）

平成26年9月30日以前	平成26年10月1日以後	平成27年4月1日以後	平成28年4月1日以後
地方法人特別税（税率） (A) × 148% [4.3%相当]	地方法人特別税（税率） (A) × 67.4% [2.9%相当]	地方法人特別税（税率） (A) × 93.5% [2.9%相当]	地方法人特別税（税率） (A) × 414.2% [2.9%相当]
所得割(A)（税率） 2.9%	所得割(A)（税率） 4.3%	所得割(A)（税率） 3.1%	所得割(A)（税率） 0.7%
付加価値割（税率）0.48%	付加価値割（税率）0.48%	付加価値割（税率）0.72%	付加価値割（税率）1.20%
資本割（税率）0.2%	資本割（税率）0.2%	資本割（税率）0.3%	資本割（税率）0.5%

② 所得課税法人

資本金の額（又は出資金の額）が1億円以下の普通法人、特別法人などの場合

（平成26年9月30日以前）⇒（平成26年10月1日以後）

平成26年9月30日以前	平成26年10月1日以後
地方法人特別税（税率） (B) × 81% [4.3%相当]	地方法人特別税（税率） (B) × 43.2% [2.9%相当]
所得割(B)（税率） 5.3%	所得割(B)（税率） 6.7%

③ 収入金額課税法人

電気・ガス供給業、保険業を営む法人の場合

（平成26年9月30日以前）⇒（平成26年10月1日以後）

平成26年9月30日以前	平成26年10月1日以後
地方法人特別税（税率） (C) × 81% [0.6%相当]	地方法人特別税（税率） (C) × 43.2% [0.4%相当]
収入割(C)（税率） 0.7%	収入割(C)（税率） 0.9%